

【令和8年度介護職員等処遇改善加算 届出期限】

令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、処遇改善計画を下表の提出期限までに提出してください。
サービス区分、算定開始/区分変更月によって提出期限が異なります。

【サービス区分】

○旧加算対象サービス（居宅系）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、
（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、
訪問型サービス（独自/定率）、通所型サービス（独自/定率/定額）

○旧加算対象サービス（施設系）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○新設区分対象サービス（居宅系）：居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

【注意点】

- 6月以降、旧加算の加算Ⅰ→新加算の加算Ⅰイ、旧加算の加算Ⅱ→新加算の加算Ⅱイの変更については、届出区分「継続」となります。
- 複数事業所の計画書を一括で作成する場合、計画書は一番早い提出期限までに提出し、体制届は各期限までに提出してください。
- 算定開始/区分変更月が4月、6月の届出区分が継続の場合は、計画書のみの提出とします。

別紙

サービス区分	R8.3末時点の 加算算定	R8.5末時点の 加算算定	届出区分	算定開始月 区分変更月	届出種別	サービス種別	提出期限
旧加算対象サービス	○	○	継続・変更	4月	計画書	全サービス	4/15
旧加算対象サービス	○	○	変更	5月	体制届	居宅系サービス	4/15
						施設系サービス	5/1
旧加算対象サービス	○	○	変更	6月	体制届	居宅系サービス	5/15
						施設系サービス	6/1
旧加算対象サービス	○	○	継続	6月	計画書	全サービス	4/15
旧加算対象サービス	×	○	新規	4月	計画書	全サービス	4/15
旧加算対象サービス	×	○	新規	5月	体制届	居宅系サービス	4/15
						施設系サービス	5/1
旧加算対象サービス	×	×	新規	6月	体制届、計画書	全サービス	6/15
新設区分対象サービス	×	×	新規	6月	体制届、計画書	全サービス	6/15

【例】旧加算対象のA事業所は継続算定、旧加算対象のB事業所は6月から区分変更、新設区分対象のC事業所の計画書を一括して作成する場合
⇒計画書提出期限は4/15、体制届提出期限はA事業所が提出不要、B事業所は5/15（施設の場合は6/1）、C事業所は6/15となります。